に改める。

平成 干 · 四年 月 士  $\overrightarrow{\mathbf{H}}$ 

第十二条に次の一号を加える。

充てる資金の貸付けを受けようとする場合を除く。

を加える。

増 第三千三百五十三号 刊 (1)

五. 附 組合から償還期限を繰り上げて償還の申出があったとき。 則

この告示は、 公布の日から施行する。

目

次

○福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告 示 (第九十号) 亦

(都市計画課) .....

告

示

告

福岡県告示第九十号

める。 福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定 成二十四年一月 一十三日

小 Ш

洋

福岡県知事

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程 の一部を次のように改正する (平成六年三月福岡県告示第四百十五

改正する告示

福岡県組合等土地区

|画整理資金貸付金貸付規程の一部を

理資金貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付けについては、 第五条一項中「越えないもの」を「超えないもの(ただし、福岡県組合等土地区画整 この限りでない

第六条第二項中 越えない」 を 「超えない」に改める。

ことの決定があったことを証する理事会の議事録その他の書面)」を加え、同条第五号 する費用に充てる資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、 第八条第四号中 「収支決算書」 の下に 「謄本」の下に「 (福岡県組合等土地区画整理資金貸付金の償還に要する費用 (福岡県組合等土地区画整理資金貸付金の償還に要 当該貸付けを受ける

定期発行日 每週月水金曜日